

保育における養護性と家庭内の教育に関する一考察 － 今、大学教育にもとめられていること －

原田 涼子*・高橋 裕勝*・杉浦 誠*・岩崎 桂子*
* 帝京短期大学こども教育学科

A Study on Concept of Nurturance in Early Childhood Education and Child Care

－ The relationship between basic education at home and university education －

Ryouko HARADA · Hirokatsu TAKAHASHI · Makoto SUGIURA · Keiko IWASAKI

Abstract

This paper is a study on concept of nurturance in early childhood education and child care (from the point of view on the relationship between basic education at home and university education).

Contents of the paper include: (1)Study of "nurturance" in child care; (2)Study on basic education at home that supports child's growth; (3)Study on role of nursery teacher / kindergarten teacher responsible for improving children's physical abilities; and(4)Case study of childcare and child nurturance.

These contents were studied by Nursery science, Human life science, Sports science (Physical education), Pedagogy (including educational administration), and Social welfare science.

Keywords : The concept of nurturance in early childhood education and child care, and child and family welfare, The relationship between basic education at home and university education (and public education), Children's physical abilities, Case study of child nurturance, Child's best interests

要旨

本稿では、保育及び子ども家庭福祉における「養護概念」の整理を行ったうえで、保育者に求められる「養護性」を十分に発揮するための基礎的事項として「家庭内教育」の重要性を位置づける。そして、「保育者を志す本学の学生に十分に力をつけてほしい内容」について保育実践事例を踏まえた検討を行った上で、今日の家庭内教育と大学教育（公教育）の関係性について考察する。

キーワード： 保育及び子ども家庭福祉における養護概念、保育における養護性、家庭内教育と大学教育（公教育）の関係性の再考、幼児の運動能力、子どもの遊び、子どもの最善の利益

1. はじめに

保育所の保育の内容や運営等に関する事項を示す保育所保育指針によれば、「保育所における保育とは養護と教育を一体的に行うことをその特性とする」と記されている。また、保育所保育において「養護」は、指針の「養護と教育の一体性」に関する説明において「…乳幼児期の発達特性から、保育所保育がその教育的な機能を発揮する上で、養護を欠かすことはできない。すなわち、養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育全体にとって重要なものである」と示されるように、保育所保育において最も重要視しなければな

らない基礎的事項である。

2018（平成30）年度改定の保育所保育指針においては、上述のことから「養護に関する基本的事項」が総則に記載されることとなった。このことを踏まえ、本稿では、近年の家庭における基礎的教育の課題点を踏まえたうえで、今、大学に求められる教育について考察を試みるものである。具体的には、保育所等において保育者が十分な「養護」性のある保育を遂行するための基礎的な力について、保育における「養護」概念の考察を行ったうえで、「家政学的な諸技術の役割とその修得に関する努力事項」、「幼児の運動能力の実

態を踏まえた幼稚園教育の実践事例」、「保育現場における養護性を活かした実践事例」について検討する。

2. 保育における「養護」概念

保育における「養護」性を考える場合、「養護」という概念そのものについての理解が不可欠である。そこで、ここでは改めて養護という言葉について整理を行っておきたい。

(1) 「養護」とは何か

「養護」という言葉は一般に、文字通り「養い、護る」ことを意味するが、保育や教育の分野における「養護」概念の理解という場合には、若干の考察が必要となる。

藤田¹⁾ や小木曾、他²⁾、杉浦³⁾ などによれば「養護」という言葉がわが国で用いられるようになったのは、「1890年前後に、日本の教育学者が当時隆盛を極めたヘルバルト教育学の翻訳で körper-pflege の訳語として養護を充てたのが最初」であるとされており、その意味は「健康を保持増進させるための働きかけ」（身体面の育成のための方法論）を示すものに過ぎなかったという。その後、第二次世界大戦以前の頃までは、「養護」という言葉は「一般養護」（現代で言うところの体育に近い考え方で国民体位の向上を目指す意味合いのもの）と「特別養護」（病弱・虚弱等の子どもへの特別な援助）という2つの概念に分けて用いられ、戦後においては、これらの概念が「養護教諭」、「養護学校（現在の特別支援学校）」、養護・訓練（現在の自立活動）などの名称で残り、今日に至っているのである。

さらに、子ども家庭福祉の分野では、戦後間もない時期に戦災孤児等の緊急保護政策を実現するために施行された児童福祉法により従来の「孤児院」が「養護施設」に改められているが、この「養護施設」について、「児童福祉法案逐条説明」（1947）では「養護施設」の「養護」は「養育保護の意味であり、学校教育は、入らない」とされている^{註1)}。つまり、児童福祉法において「養護」の概念は「家族とともに暮らすことができないため、教育を受けられる状態にない子どもに対して、教育の前提となる心身の土台作りを行うもの」として定義されているのである。このことは、今日の保育全般に関する規定ではないが、保育の根拠法である児童福祉法の成立過程において示されているという点に注目すれば意義深いことであると考えられる。

(2) 保育所保育指針における「養護」

「保育所保育指針」は、1965（昭和40）年の策定時

から「保育の基本的性格」を「養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成する」ことであると示している。さらに、1990（平成2）年の保育所保育指針の改定では、保育所保育における「養護」が「入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項」（子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項）であることを明確に位置付けており、2008（平成20）年度改定、2018（平成30）年度改定においてもこの方針は一貫している。これら、「子どもが安定した生活を送るための基礎的事項」として説明される保育所保育の「養護」概念は、保育所においてはもちろんのことであるが、保育所以外の児童養護施設等や認可外保育施設、幼稚園教諭、その他、子どもの養育に関わる社会全体の人々に共通の事項として考えられるものと言えよう。

3. 家庭における自然権としての教育の重要性

教育は、私教育（自然権としての教育）と公共的な立場から一貫性・普遍性をもたせるために実施される公教育に分類して考えることができる。

公教育の範囲に関しては様々な見解があるが、広義の意味でとらえるならば一条校（学校教育法第1条に定められた学校）である大学は公教育の実施機関の範疇として捉えられる。本学のこども教育学科においては、教育職員免許法に規定される免許である幼稚園教諭二種免許状と児童福祉法に定められる国家資格である保育士資格を取得するために「公共的な立場から一貫性・普遍性」のある学修を可能とするカリキュラムを設定している。

しかし、「公共的な立場からの一貫性・普遍性」を整えたカリキュラムによる学習をより実りあるものにするためには、公教育としてのカリキュラムによる教育だけでなく、「自然権としての教育」による、基本的な生活習慣や学習に取り組む意欲などが根底に存在しなければならない。

殊に、養護性が重視される乳幼児期の保育や様々な利用者の福祉に携わる専門職を養成する学校においては、このことは、大きな課題であると考えられる。それは自然権としての教育が、「保護者が子どもをそれぞれの社会において一人前の成人とするために行う躰や仕事（生活する力）の訓練」などを示すものであり、「子どもが安定した生活を送るための基礎的事項」という「養護」の概念と切り離すことができないものだからである。

以下では、上記のことを踏まえ、保育者に求められる「養護性」を十分に発揮するための基礎的事項として「家庭内教育」を捉え、それを「保育者を志す本学の学生に十分に力をつけてほしい内容」と「実際の指導方法（保育実践事例）」との関連性から考察を行うとともに、家庭内教育と今日の大学に求められる教育との関係性を考えていくこととする。

4. 子ども（利用者）が安定した生活を送るために必要な家政学的諸技術

保育者は、幼稚園や保育所で保育時間内の生活をする子どもたちの親代わりともいえる存在である。そのように考えると、保育者は、子どもにとって、良い生活環境を保障するための家庭のあり方、家族の在り方について日頃から意識しなければならない。

子どもが生を受けて初めて出会うことになるのは、家族である。「三つ子の魂百まで」という格言（ことわざ）に示されるように、生まれてから数年間の子どもの養育に関わる者は、その子どもの一生涯の生活に大きく影響するものである。

ところで、幼稚園教育要領の、第一章 総則 第1 幼稚園教育の基本 の冒頭には「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり」という文言があるが、このことは、幼稚園教育に関わらず、一般の家庭では常日頃から行われなければならないことである。

そこで、ここでは、日常生活の中における家族の会話（団欒・言葉遣い）やふれあい等が、子どもの人格形成の基本となるということを踏まえ、子どもの教育について家政学の観点から衣生活、食生活、住生活について述べてみたい。

まず、衣生活である。例えば、衣服について、子どもは成長するにつれて、好む色やデザインが変わるものであるが、保護者はそれら要望を受けながらも、布（繊維）の持つ性質について、その着用目的に合ったものを選択することが可能となる知識を持つべきである。例えば、下着は、肌触りがよく、汚れ・汗（不感蒸泄）を吸収する材質のものを着用することは大切であるし、当然、洗濯等管理も重要となる。

次に、食生活についてである。子どもの食生活は母乳や人工栄養、離乳食から始まるが、保護者は偏食の起さないよう食材の選び方、調理器具の使い方、調理方法を考慮し、成長（年齢）にあった献立による栄養・熱量等の摂取に心がけることが大切であることは言う

までもない。

住生活については、まず、清潔であることである。子育てをする際には、生活環境としての家具および清掃、片付けを子どもの成長に応じて適切に身につけさせるために、その見本となる姿を大人がみせられるかということが大切である。

上記の衣生活・食生活・住生活に関する配慮を実現するためには、様々な知識や技術が必要となるが、本来、これら技術は、家庭内で家事の手伝いをしながら身につけていく「自然的な教育」の範疇で理解されてきたものである。

例えば、家族との団欒を楽しみながら食事をする中で、子どもは食事のマナーや食器（お箸やお茶碗など）の持ち方や使い方、並べ方などを自然と見習い、または家族からの指摘により身につけていくものである。また食事をしながら一日の出来事を話すことにより、正しい言葉遣いを身につけることができるのである。

昨今の家庭事情を考えると食事を家族全員でとる機会が減ることは致し方が無い部分もあるが、子育てをする親は、そのような機会を可能な限り作る努力を惜しんではいないし、また、子育てのなかにそのような機会が少なくなることによる問題について十分に関心を持たなければならない。

上記のことについては、本学で、保育を学ぶ学生にも十分な認識を持ってもらえるよう我々は努めていかなければならない。

そのためには、幼稚園教諭免許状や保育士資格を取得するために文部科学省や厚生労働省の定める資格要件に基づいた専門科目の学習をさせるという認識だけでなく、子育てに関する、あるいは、子どもの生活する家庭の環境に関する、基礎・基本（ここでは衣生活・食生活・住生活を基に述べたが子育てに関する基礎・基本の事項は勿論これだけではない）を意識した学習成果が得られる授業設計を考えていかなければならないし、そのことが保育者を目指す学生の支援につながるという意識をもち教育活動に当たらなければならないと言えよう。

5. 幼児の運動能力の実態を踏まえた幼稚園教育の実践事例

（1）幼児の運動能力

近年、幼児の運動能力の低下が問題視されている。幼児の運動能力に関する全国的な調査としては、森、

他⁵⁾がある。1966年から2008年までの約40年間で6回の調査が行われ、幼児の運動能力は、1966年から1973年にかけてほとんどの種目^{注2)}で向上がみられ、1973年から1986年にかけては全体的に停滞を示し、1986年から1997年にかけて全種目での低下が認められ、1997年から2008年にかけては、低下した状態のまま安定しているという。

さらに、この調査は、幼稚園における幼児の運動能力と運動指導の関係について調査され、「体育の専門家によって行われている一斉指導型の運動指導より、子どもの自己決定を尊重した遊びとしての運動経験の方が運動発達にとって効果的である」(杉原、他⁶⁾)と報告している。幼児期の運動の在り方として、幼稚園教育要領の領域「健康」のねらいの中で、「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」と示されているが、幼児期の運動には自ら進んで運動しようとする「楽しい遊び」が大切であることを実証した報告といえる。

幼児の運動能力の低下は、直接的には運動経験の乏しさといえる。子どもの生活の場といえる幼稚園や保育所は、子どもが主体的に運動できる「楽しい遊び」の経験を保障することが求められている。

(2) S幼稚園の鬼ごっこの実践例から

S幼稚園は、いわゆる下町にある私立幼稚園である。15年程前までは、商工業の混在した職住一体の町という特色から、保護者が自営業や自宅近くの職場に勤務するなどの地元出身の家庭が半数を越えたが、近年は、マンションなど集合住宅が増え、新たに移り住んできた家庭が増えている。教育方針は、「あそびこむ」をテーマに、「自由遊び」と「クラスの活動(一斉活動)」を2つの柱とし、両者の関係性を大切にされた保育を実践している。

S幼稚園では、園庭や近隣の公園の環境を生かし、運動遊びの柱の一つとして鬼ごっこを位置づけている。「鬼ごっこは、幼少期の遊びの中で頻度の高い遊び」(國土⁷⁾)とされ、子どもから人気のある遊びである。鬼ごっこは種類が豊富であり、多様な遊び方がある。保育者が子どもが主体的に活動できる鬼ごっこを選び、保育に計画的に取り入れることができれば、持続性や協応性さらには社会性など子どもの総合的な体づくりが期待できる。

図1は、S幼稚園の鬼ごっこの実践記録を基に筆者が作成した、領域「健康」にかかわる保育計画である。

この保育計画では、近年の幼児の運動能力の問題から、「日常生活の安全や遊びの基礎となる体力や運動能力を育む」をねらいとし、各学年(年少・年中・年長)に応じた活動内容(鬼ごっこ)を三角形内に、そして、保育者が子どもに働きかけたい内容を右側に示した。右側の3本の矢印の重なりは、学年をまたぐ連続性を示している。

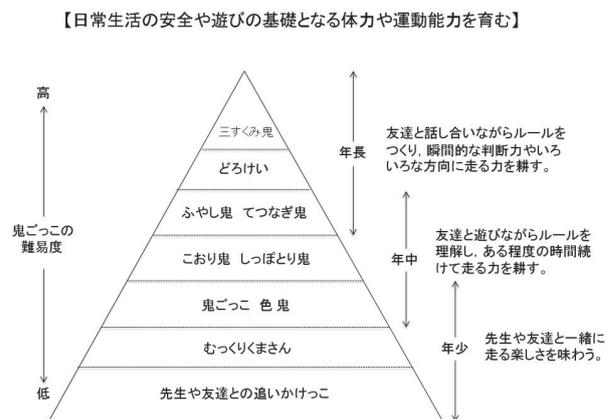


図1：領域「健康」保育計画(鬼ごっこ)

①年少クラス「むっくりくまさん」(12月)

この活動は、くま役の保育者Aが園庭での自由遊びの中で、タイミングを見計らい地面に横たわるところから始まる。その後、保育者Bが子どもたちを誘い、保育者Aに子どもたちと近寄り、保育者Aの観察を始める(写真1)。保育者Bが「むっくりくまさん むっくりくまさん 穴の中 眠っているよ ぐーぐー 寝言をいって むにゃむにゃ 目を覚ましたら 目を覚ましたら 食べられちゃうよ」と歌い始めると、子どもたちは保育者Aが「ねむっているくま」なのかと思ひ始め、歌詞にある「たべられちゃうよ」が気になっていく。保育者Bが繰り返し歌う中で、くま役の保育者Aがタイミングを見計らい、目を覚まし威嚇すると、子どもたちは驚き逃げ始める。保育者Aは、子どもたちを追いかけ、逃げる子どもを捕まえてくまの家(陣地)に連れていく。

年少児は、模倣や見立て遊びを好み、保育者の話や歌を介して簡単なごっこ遊びを楽しむことができる。子どもたちは、ごっこ遊びの中で仲間と走る楽しさや追いかけるスリルを味わいながら、自然に全力疾走を経験することになる(写真2)。密集した状態で走る経験や簡単なルールで遊ぶ経験が、後の運動量の多い鬼ごっこにつながっていく。



写真1：くま役の保育者 A を観察する年少児



写真3：バルコニーから見学する年中児



写真2：全力疾走で逃げる年少児



写真4：異年齢での手つなぎ鬼（お姉さんと一緒！！）

②年中・年長クラス合同「てつなぎ鬼」（10月）

この活動は、年中児が、年長児のたくましい「てつなぎ鬼」をバルコニーからじっくりと見学することから始まる（写真3）。前年は教えてもらう立場だった年長児が、教える番になる。年中児は、捕まったら手をつなぐというルールの基本を見て理解し、年長児とともに活動する中で、少しずつ細かなルールを理解し遊びの面白さを味わっていく。

遊びの中では、体力の差をお互いに感じとり、年長児のやさしいリードに安心感を持って楽しむ年中児の姿もみられる（写真4）。保育者はあくまでも進行役であり、実質的に遊びをリードしているのは年長児である。先に、S幼稚園では、「自由遊び」と「クラスの活動（一斉活動）」の関係性を大切にしていると述べたが、日々の「自由遊び」の中での異年齢の関わりがこの活動のベースとなっている。

③年長クラス「ぐー・ちょき・ぱーおに」（11月）

図1の最上部には、「三すくみ鬼」が示されている

が到達目標ではない。S幼稚園では、毎年ではないが「どろけい」を十分に楽しめた年長児が取り組む活動となっている。

この活動は、子ども達が理解しやすいように、「三すくみ鬼」を「ぐー・ちょき・ぱーおに」と名付けてすすめていく。まずは、保育者がぐー・ちょき・ぱーの3つのカードを用いて、三すくみの関係を子どもに理解させ（写真5）、次に、基本的な6つの行動（逃げる・追いかける・捕まる・捕まえる・助ける・助けてもらう）を「どろけい」と対比させながら説明していく。ルールの説明は、基本的なものに留め、細かな点は必要に応じて実際の活動の中で、保育者の援助のもと子どもたちが話し合いながらつくっていく。なお、ぐー・ちょき・ぱーの3チームは、くじ引きで決め、活動は、近隣の公園へ徒歩で移動して行く。

子どもたちのなかには、当初、行動の複雑さに戸惑う子もいるが、仲間と行動（ルール）を確認し合いながら、少しずつキーとなるポイントを理解していく。キーとなるポイントとは、「逃げながら追いかける」

である。これまでの鬼ごっことは異なるこのポイントが、体の動きを伴う瞬間的な判断力や多様な走力（動き）を耕していく（写真6）。

先に、「三すくみの関係を子どもに理解させる」、「対比させながら説明していく」と述べたが、この活動の導入は、保育者が積極的に働きかける場面が多い。また、知的・身体的にも難易度の高い遊びの経験は、結果として、小学校学習指導要領第9節体育で示されている低学年の「走の運動遊び」へつながると考えられる。

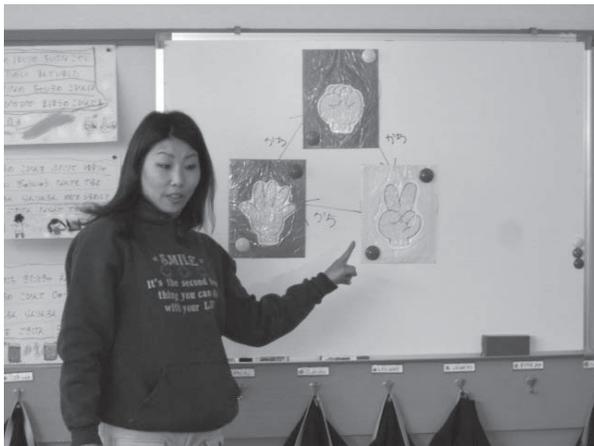


写真5：三つ巴の関係を子どもたちに説明する保育者



写真6：いろいろな方向に走る年長児

保育所保育指針で示されている「養護と教育の一体性」は、当然のことながら幼稚園教育でも意識されなければならない。現行の幼稚園教育要領には、養護の語はないが、「生命の保持」に関することは領域「健康」のなかで、「情緒の安定」に関することは「第1章総則の幼稚園教育の基本」や領域「人間関係」のなかで示されている（小山⁸⁾）。S幼稚園の鬼ごっこの実践は、子どもの運動能力の実態を踏まえ、子どもの姿に

見合った保育者の働きかけがなされており「養護と教育の一体性」が意識された保育実践といえよう。

前述のとおり、幼児の運動能力の低下は1986年頃から指摘されている。現在、本学で学ぶ学生や、今後入学する学生の大半は、その時代に幼児期を過ごした学生である。これらのことから、運動遊びの経験が乏しいと思われる学生が幼児の運動遊びの指導に求められる専門性（養護と教育の一体性を含む）を身に付けさせるためにも「楽しい運動遊びの実体験」を基礎的な学習として位置づけ、運動の楽しさを子どもの目線で体感することが重要であると考えられる。

6. 保育現場における養護性を活かした保育実践事例

保育所保育指針には、保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るため人保育士等が行う援助や関わりであるとされている。また、保育所における保育全体を通じて、養護に関する狙い及び内容を踏まえた保育が展開されなければならないと記されている。このことから、保育とは、養護の側面が必ず含まれており、保育者の義務となっていることが分かる。

実際に保育現場では、どのような場面で養護性を活かした保育が行われているのかを検討する。

〈事例〉

朝、2歳4か月Aちゃんが母親と一緒に登園し挨拶を交わしている。玄関でAちゃんがしゃがんで靴と靴下を脱ぎ、靴下を靴の中にしまっている。その様子を母親はしゃがんで見守っている。保育者もかがみながら笑顔で、Aちゃんの体を後ろから支え見守っている。

上記の場面から保育者の意図を考察する。

(1) 子どもや母親がかがんでいるのに合わせて保育者もかがみ、挨拶を交わしていることから、保護者と子どもに視点を合わせ、安心感が持てるように配慮していることが伺える。このような保育者の行動から、保護者も子どもも快く1日の始まりを受け入れられていると感じ、肯定的な園生活を送れるのではないだろうか。

これは、保育所保育指針の「養護に関する基本的事項」にある一人一人の子どもが、安心感を持って過ごせるようにする、という項目につながるのと考察できる。

(2) Aちゃんの体を後ろから支え見守っていることから、子どもが靴と靴下をしまう行動中に前のめりになり転倒することを防いでいるのではないかと考えられる。保育所保育指針の「養護に関する基本的事項」にある一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする、という項目につながると考えられる。また、この場面から、子どもを後ろから支えることで、子どもの体に触れ体温や体の様子を観察しているのでは無いかと考えられる。子どもの健康状態を把握することは、保育所保育指針に記載されている。

〈事例〉

1歳児の男児は母親と二人で生活をしていた。母親は20歳台前半であった。男児は常に髪の毛がボサボサで、時には毛玉が出来ていることもあった。衣服は、園に着替えが無いので、園の服を貸し出していた。前の日に貸し出した服のまま登園することもある状態であった。

上記の場面から保育における養護について考察する。

男児の担任保育士は、登園、降園時に母親に何度も「着替えを持ってくるように」「お風呂に入るように」ということを伝えていた。連絡帳にも度々記載していた。しかし、改善は見られなかった。このケースについて、職員会議で何度となく話題に上がり、母親のネグレクトではないかという懸念を持つ職員もいた。男児が登園したら、看護師が浴室で体を洗うなどの対応は取っていた。

園の方針である「子育てを共に行う保育」という原点に返り、男児の成長やかわいかった場面などを連絡帳に記入し、保護者とともに子育ての楽しさや子どもの成長を喜べる環境づくりを行った。その結果、母親が子どもに対して関心を抱くようになり、少しずつでもあるが子育てを行うようになってきた。

このケースから考える保育における養護とは、児童相談所に通報することではなく、子どもの生活を家庭と協力しながら支援した点である。

本来、風呂に入る、髪を洗うなどは家庭で行うことであるが、保育所が代わりに行わなければならないケースもある。そこには家庭での養育力の低下があるのではないだろうか。家庭での養育力の低下を支え、支援することが求められている。

7. むすび

従来、学校や大学など教育機関で育成することが目指される能力について議論される時、その中心は専門的な「学力」や「学歴」であった。しかし、少子化の影響を受け、大学全入時代を迎えた今日、全国的に基礎的な「学力」を十分に獲得できない状況で大学に入学する学生が増加している実態がある^{注3)}。こうした実態があることに対して、大学教育において、それら基礎的な学力を補うという意識は必ずしも高い状況に無いことが示されており^{注4)}、現在も大きな課題として議論の対象となっている。

また、今日は多様な価値観が認められるようになったが、他方において、子どもをめぐる教育環境において負の意味での「生活の社会化」が蔓延している状況があることが否めない。

生活の社会化とは「個人や家庭内で行われてきた生活上の仕事が家庭の外（社会）で行われるようになること」を意味する言葉である。パーソンズ・ベールズ¹⁰⁾は、子どもの社会化にとって、もっとも大切な社会構造として「子どもが養育される家族集団の役割構造」について指摘している。このパーソンズ・ベールズ¹⁰⁾の指摘する家族集団の役割構造は、わが国における20世紀の核家族にみられた家族内分業が一般的であった家族の構造と似通った状況を背景としているものである。そのような意味で捉えると、わが国においては、現在、正にこの家族集団の役割構造の変化（共稼ぎの一般化や家庭内の役割分担構造の多様化等）が社会構造のパラダイムシフトとして進行中であると言える。

これからの学校教育現場では、こうした家族機能及び社会構造のパラダイムシフトに柔軟に対応する力が求められている。もちろん、大学教育現場においてもそれは同様であるということについて、今、我々は、襟を正して考えなければならないのである。

論注)

注1) 児童福祉法案逐条説明に関する内容については児童福祉法研究会編⁴⁾などに詳しい。

注2) 東京教育大学体育心理学研究室作成の幼児運動能力検査を改訂したもの。これら種目は森、他⁵⁾によれば25m走（代替種目として15m往復走：走る距離は25m）、立ち幅跳び、ソフトボール投げ（代替種目としてテニスボール投げ）、両足連続跳び越し、体支持持続時間、捕

球の6種である。

注3) 例えば、ベネッセ教育総合研究所⁹⁾では、学生の学力低下を問題視する大学が7割以上に達することを指摘している。また、同調査では、学生間の学力差も問題視する大学も7割近くに上っており、いずれも国公立大学より私立大学のほうが高い数値となっている。

注4) ベネッセ教育総合研究所⁹⁾によれば、学生の基礎学力の不足に対する大学の考えとして「高校までの基礎学力の不足を大学の授業で指導すべきと考えている」のは約3割(32.6%)であり、「高校までに習得すべき基礎学力の不足は、学生が自主的に補うべき」が66.1%を占めている状態である。

査」,2014年 (https://berd.benesse.jp/up_images/research/2014_koudai_all.pdf, 2018年10月3日閲覧)

10) T.パーソンズ・R.F.ベールズ(橋爪貞夫、他訳)『家族』黎明書房、2000年

文献)

- 1) 藤田和也「学校の本来的機能としての養護機能」、研究年報2002(No.21), 43-51, 一橋大学スポーツ科学研究室, 2002年
- 2) 小木曾宏・宮本秀樹・鈴木崇之編『よくわかる社会的養護内容』(第3版), ミネルヴァ書房, 2015年
- 3) 杉浦誠「保育者に求められる子ども家庭福祉への理解と社会的養護」(現代保育問題研究会編『現代保育内容研究シリーズ③保育をめぐる諸問題』一藝社, 84-96), 2018年
- 4) 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成(上巻)』ドメス出版, 1978年
- 5) 森司朗・杉原隆・吉田伊津美・筒井清次郎・鈴木康弘・中本浩揮・近藤充夫「2008年の全国調査からみた幼児の運動能力」, 体育の科学, 60(1), 56-66, 2010年
- 6) 杉原隆・吉田伊津美・森司朗・筒井清次郎・鈴木康弘・中本浩揮・近藤充夫「幼児の運動能力と運動指導ならびに性格との関係」, 体育の科学, 60(5), 341-347, 2010年
- 7) 国土将平「発達段階と子どもの遊び(特集 子どもの遊び)」, 子どもと発育発達(日本発達教育学会), 1(3), 142-147, 2003年
- 8) 小山優子「幼稚園・保育所・認定こども園における保育内容の捉え方」, 鳥根県立大学短期大学部近江キャンパス研究紀要2016(Vol.55), 41-50, 2016年
- 9) ベネッセ教育総合研究所「高大接続に関する調